○木更津市障害支援区分認定等審査会規則

平成18年３月31日

規則第16号

（趣旨）

第１条　木更津市障害支援区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例（平成18年木更津市条例第６号）第２条の規定により、木更津市障害程度区分認定等審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

（合議体の数及び委員の定数）

第２条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第８条第１項に規定する合議体の数は２とし、一合議体の委員の定数は５人とする。ただし、市長が必要と認めるときは、一合議体の委員の定数を４人とすることができる。

（合議体の招集）

第３条　合議体の招集は、合議体の長がこれを行う。

（合議体の長）

第４条　合議体の長は、合議体の会議を総理し、合議体を代表する。

２　合議体の長が欠け、又は事故のあるときは、あらかじめ合議体の長が指名する委員がその職務を代理する。

（庶務）

第５条　審査会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（補則）

第６条　この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月30日規則第７号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（経過規定）

２　この規則施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則施行の日をもって、同表当該右欄の機関に勤務を命ぜられたものとする。

企画政策部秘書課	総務部秘書課
企画政策部企画政策室	企画部企画課
企画政策部財政課	財務部財政課
企画政策部納税課	財務部納税課
市民生活部市民課	市民部市民課
市民生活部保険年金課	市民部保険年金課
市民生活部市民生活課	市民部生活安全課
保健福祉部社会福祉課	福祉部社会福祉課
保健福祉部障害福祉課	福祉部障害福祉課
保健福祉部高齢者福祉課	福祉部高齢者福祉課
保健福祉部児童家庭課	福祉部児童家庭課
保健福祉部保健相談センター	福祉部健康推進課
経済振興部農林水産課	経済部農林水産課
経済振興部商工観光課	経済部商工観光課
経済振興部地方卸売市場	経済部地方卸売市場
経済振興部産業立地課	経済部産業立地課
土木部道路管理課	土木部管理課
土木部建設課	土木部土木課
都市部下水道推進室	都市部下水道推進課

附　則（平成25年３月29日規則第25号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月14日規則第９号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。